

インフルエンザに罹患した場合は、感染症予防と流行防止を目的として、学校保健安全法に基づき出席停止となります。

医師からインフルエンザと診断された場合は、速やかに学校まで連絡のうえ、医師の指示に従い、ご家庭での療養をお願いします。なお、登校の際には「学校感染症等による出席停止願」に、医師から診断された内容を記入し、担任へ提出してください。

出席停止期間につきましては、下記「インフルエンザ出席停止期間早見表」を参考にしてください。

※「学校感染症等による出席停止願」は、学校でお受け取りになるか、本校ホームページからもダウンロードできます。

＜インフルエンザによる出席停止期間の基準＞

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

※ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときにはこの限りではありません。
(学校保健安全法施行規則第19条)

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日間経過後		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合	発熱等	★ <u>解熱日</u>	解熱後1日目	解熱後2日目	自宅療養	自宅療養	<u>登校可能</u>		
発症後2日目に解熱した場合	発熱等	発熱等	★ <u>解熱日</u>	解熱後1日目	解熱後2日目	自宅療養	<u>登校可能</u>		
発症後3日目に解熱した場合	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>解熱日</u>	解熱後1日目	解熱後2日目	<u>登校可能</u>		
発症後4日目に解熱した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>解熱日</u>	解熱後1日目	解熱後2日目	<u>登校可能</u>	
発症後5日目に解熱した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★ <u>解熱日</u>	解熱後1日目	解熱後2日目	<u>登校可能</u>

【発症日】 インフルエンザの症状(突然の発熱・悪寒・関節痛等)が始まった日です。
病院受診時に医師に相談・確認してください。